

裁 決 書

審査請求人 X

処分庁 葛飾区長

審査請求人が令和6年11月22日に提起した同年10月29日付け差押処分（6葛総収第7045号）（以下「本件差押処分1」という。）及び同日付け差押処分（6葛総収第7046号）（以下「本件差押処分2」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

1 本件は、処分庁の本件差押処分1及び本件差押処分2に対して、審査請求人が本件差押処分1及び本件差押処分2を不服とし、令和6年11月22日付けで本件審査請求を提起したものである。

2 前提となる事実

(1) 本件差押処分1の内容は次のとおりである。

滞納者：審査請求人

滞納金額：56万3500円（特別区民税及び都民税；本税36万1900円並びに確定延滞金20万1600円及び未確定延滞金）

第三債務者：審査請求人の処分当時の勤務先会社（以下「勤務先会社」という。）

差押債権：滞納者が債務者から支払を受けるべき令和6年11月以降の給料等（賞与を含む。）のうち、国税徴収法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した金額の支払請求権。ただし、上記滞納金額に充つるまで。

(2) 本件差押処分2の内容は次のとおりである。

滞納者：審査請求人

滞納金額：13万652円（国民健康保険料13万652円）

第三債務者：勤務先会社

差押債権：滞納者が債務者から支払を受けるべき令和6年11月以降の給料等（賞与を含む。）のうち、国税徴収法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した金額の支払請求権。ただし、上記滞納金額に充つるまで。

3 審査請求人は、勤務先を令和6年a月b日付けで退職した。

4 処分庁は、令和6年12月10日に勤務先会社から11月支給分給与の取立てを行い、同月12日に配当計算書を作成した上で、換価代金の交付期日（同月19日）に本件差押処分1及び本件差押処分2を解除した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、「『都・区民税、国民健康保険料の差押処分を取り消す』との裁決を求める。」とし、次のような理由を挙げている。

(1) 令和6年4月まで定期的に処分庁に来庁し、収支を提示し、支払可能額を納付してきた。

(2) 納付する予定であったのに、いきなりの差押は乱暴である。

(3) 本件差押が間接的な理由となって収入源を失い、生活することが困難となった。

(4) 差押から話し合いによる分割納付に戻してもらおうよう処分庁に申し入れたが、処分庁はこれを拒否した。

(5) これは「話し合いを基礎とする民主主義」の理念のかけらも見られず、差押は権力の濫用である。

2 処分庁の主張

(1) 本件差押処分1について

本件差押処分1の手続は適正であり、差押禁止財産を差し押さえたものでもなく、違法性はない。

処分庁は、令和6年12月19日付けで本件差押処分1を解除しており、審査請求人に訴えの利益はなく、本件差押処分1についての審査請求は不適法であり却下されるべきである。

(2) 本件差押処分2について

審査請求人は、本件差押処分2について区長宛ての審査請求をしているが、行政不服審査法第4条及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第98条第1項の規定により、本件差押処分2に係る審査請求は、東京都国民健康保険審査会に対してしなければならない。

よって、本件差押処分2についての審査請求は不適法であり却下されるべきである。

理 由

1 関係法令

(1) 地方税法

前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による(第331条第6項)。

(2) 国税徴収法

ア 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない(第47条第1項)。

(ア) 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき(同項第1号)。

イ 債権(電子記録債権法第2条第1項(定義)に規定する電子記録債権(次条において「電子記録債権」という。)を除く。以下この条において同じ。)の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う(第62条第1項)。第1項の

差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる（第62条第3項）。

ウ 給料若しくは年金又はこれらに類する継続収入の債権の差押の効力は、徴収すべき国税の額を限度として、差押後に収入すべき金額に及ぶ（第66条）。

(3) 行政不服審査法

ア 審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

(ア) 処分庁等（処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）をいう。以下同じ。）に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する庁の長である場合 当該処分庁等

(イ) 宮内庁長官又は内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項に規定する庁の長が処分庁等の上級行政庁である場合 宮内庁長官又は当該庁の長

(ウ) 主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合（前2号に掲げる場合を除く。） 当該主任の大臣

(エ) 前3号に掲げる場合以外の場合 当該処分庁等の最上級行政庁（第4条）

(4) 国民健康保険法

審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第80条第3項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在地の都道府県の審査会に対してしなければならない（第98条第1項）。

2 判断

(1) 本件差押処分1について

ア 審査請求の法律上の利益

審査請求は審査請求人の権利利益の救済を図るものであり、行政不服審査法に基づく処分についての審査請求は、行政庁の処分の存在を前提として、その処分に不服がある者が審査請求をすることができることとされている。よって、審査請求の対象

となった処分が存在しないときは、行政不服審査法第45条第1項の規定に基づき、審査請求は不適法として却下されることとなる。

イ 債権差押処分の法的効力

本件差押処分1がなされた後、審査請求人は勤務先をa月b日付けで退職し、処分庁は、12月10日に勤務先会社から11月支給分給与の取立てを行い、12月12日に配当計算書を作成した上で、換価代金の交付期日（同月19日）に本件差押処分1を解除している。

本件差押処分1のうち、取立てを完了した部分については処分の目的を達してその法的効果は消滅しており、その余の部分についても、本件差押処分1が解除されていることから、本件審査請求の対象となる現に効力を有する差押処分が存在しないこととなる。よって、本件差押処分1に係る審査請求は、審査請求の利益を欠き、本件差押処分1についての違法性又は不当性の有無について判断するまでもなく不適法である。

(2) 本件差押処分2について

審査請求は、法律に特別の定めがある場合を除くほかは、行政不服審査法第4条の規定により、同条各号に定める行政庁に対してするものとされている。国民健康保険法第98条第1項は、審査請求は、当該処分をした市町村の所在地の都道府県の審査会に対してしなければならない旨規定しており、本件差押処分2に係る審査請求は、東京都国民健康保険審査会に対してしなければならない。

よって、本件差押処分2についての審査請求は不適法であり却下すべきである。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、行審法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

4 審理員意見書の添付

本件審査請求は、行審法第43条第1項第6号の規定により、葛飾区行政不服審査会への諮問を要しないものであることから、行審法第50条第2項の規定により、本裁決書に審理員意見書を添付する。

令和7年4月11日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。